

身体的拘束廃止に関する指針

グループホームさつき

はじめに

この指針は、当事業所（グループホームさつき、以下同）で使用するマニュアル集に綴り全てのスタッフが閲覧できるようにするほか、入居者様ご家族様に対し当事業所が行うサービスの提供開始の際に配布した上で、十分に説明するとともに、閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

身体拘束廃止委員会の設置と直近の実施状況

- *施設長は全職員からなる身体拘束廃止委員会を主催し、年3回研修会を行う。
- 2018年度＜平成30年5月10日、平成30年7月18日、平成30年11月22日＞
 - 2019年度＜平成31年4月17日、令和1年8月20日、令和1年10月25日＞
 - 2020年度＜令和2年3月21日、令和2年7月16日、令和2年12月2日＞

【研修第1回目議題】

身体拘束廃止の推進と方策について

- (1) 自らの意識改革に取り組む
「身体拘束は人権に反する行為である。私たちは介護のあらゆる働きかけで利用者の心身のレベル低下を防止し、日常のコミュニケーションを通して精神的安定を図り、拘束しない介護を実践する」という意識を徹底する。
- (2) 利用者の生活が真に自立しているか常に分析・評価する。
- (3) 利用者との会話を密にし、日常活動や趣味、余暇によって気分転換を行う等生活の質の向上を図る。
- (4) 利用者の欲求を見過ごしていないか、ケアの体制と組織の整備を行う。
- (5) 安易に拘束につながるような状態を作り出していないか、環境の整備と改善に取り組む。
- (6) 緊急事態等の事故発生時の対処方法を明確にする。
- (7) 利用者・家族等に拘束廃止に向けた事業所の方針を説明し理解していただく。
- (8) 制止や禁止言葉、無視等も一種の拘束であるとの認識を持つ。
- (9) 睡眠、食事、排泄、入浴、移動等すべての場面から拘束を一掃する。

やむを得ずに拘束を行う場合の手順

手順1：次の3要件のすべてを満たす状態であることを確認する。

拘束3要件（その1）利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険

- にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）。
- （その2）拘束やその他の行動制限を行う以外に他に替わる手段がないこと（非代替性）。
- （その3）拘束が継続的でなく、期間を限定し、出来る限り短期間であること（一時性）。

手順2：拘束が必要な理由、方法、時間帯について検討する。

手順3：「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）」を利用者・家族に説明し確認していただく。

手順4：介護経過を個人記録に記述するとともに、適宜カンファレンスを実施し「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討会議記録（様式2）」に記載する。

手順5：期間終了とともに拘束を解除し利用者・家族へ報告する。

（様式1）

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

利用者_____様

ご家族_____様

1. 利用者_____様の状態が次の①～③のすべてを満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。ただし状態改善の結果、拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

2. 当該記録は所定の請求手続きにより閲覧することができます。

記

- ①利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法、 場所、行為（部位、内容）	
拘束の時間帯および 時間	
拘束開始および 解除の予定	

【研修第2回目議題】

1. 身体拘束がもたらす弊害

1) 身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥創の発生
- ・ 食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- ・ 抑制具による窒息等の事故等

2) 精神的弊害

- ・ 意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒り等
→ せん妄等認知症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害
- ・ 家族への精神的ダメージ→入所させたことに対する罪悪感、怒り、後悔
- ・ 安易な拘束が常態化することによる介護従業者の士気・対応スキルの低下
→介護の質低下

3) 社会的弊害

- ・ 介護保険事業所、施設等に対する社会的な不信、偏見

2. 身体拘束とされる行為とは

身体拘束にあたる具体的な行為【例】

(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より)

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 介護保険法上の規定

1) 身体拘束禁止規定（運営基準）

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

対象事業

- ・ (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護
- ・ (介護予防)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 介護保険施設 (介護老人福祉施設・介護療養型医療施設、老人保健施設)
- ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2) 身体拘束廃止未実施減算

施設において身体拘束等を行う場合の記録(その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由の記録)を行っていない場合に、入所者全員について所定単位数から1日につき5単位を減算する。

対象事業

- ・ 介護保険施設 (介護老人福祉施設・介護療養型医療施設、老人保健施設)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【研修第3回目議題】

4. 身体拘束廃止に向けた取り組み

- 身体拘束の理由としてあげられるもの…「家族の意向」「事故予防」「人員不足」
- 身体拘束廃止を推進するための提言
(「介護保険施設における身体拘束廃止の啓発・推進事業報告書」より抜粋)
 - 1) 「身体拘束を一切行わない」方針を明確にする
 - 2) 「緊急やむを得ない」場合について厳密に検討する(3要件)
 - 3) 利用者の状態を把握し、身体拘束の危険性を検討するための仕組みをつくる
 - 4) 身体拘束にかかわる手続きを定め、実行する
 - 5) 認知症のケアに習熟する
 - 6) 施設内外で学習活動を行い、施設全体に浸透させる
 - 7) 家族の理解に努める
 - 8) 廃止のための取り組みを継続する
- 事業所としての取り組み
 - 1) 事業所としての身体拘束廃止の基本方針を策定する
 - ・ 従事者全員への周知徹底
 - ・ 契約関係書類への明示
 - 2) 認知症高齢者へのケアと事故予防への積極的な取り組み(リスクマネジメント)
 - ・ その人がなぜ転倒するのか、なぜ徘徊するのか等、行動障害や事故の誘発要因(生活パターン、心身状態、環境、ケア方法等)を継続的に探り、予

測的に対応する

- ・代替手段の先駆事例の収集とケアへの活用
- ・事故報告およびヒヤリハットの記録整備（原因分析と再発防止策の検討）と再発防止への活用
- ・これら取組みについて全従業員への周知方法を確立する

3) 家族の理解

- ・身体拘束廃止の基本方針を説明
- ・本人にとっての身体拘束の弊害と、具体的な代替手段の提示
- ・すぐに理解が得られない場合、納得を得るための説明内容の検証と継続的なかわりに努める

5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 「緊急やむを得ない」3 要件を満たしているか、事業所全体で厳密に検討する。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 実施に当たっての留意点

①本人、家族への説明と同意

心身の状況ならびに緊急やむをえない理由、身体拘束の内容、目的、拘束の時間帯、期間等を文書で説明し、同意を得る。

②記録

利用者の心身の状況、3 要件への該当状況、身体拘束の内容、時間等を詳細に記録。記録は5年間保存。

③最小限の実施、早期の解除に努める

※身体拘束を実施している間、3 要件に該当するかどうか常にモニタリングをおこなう、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。モニタリングでは実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応が必要。

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録 (参考例))

(『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由							
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))							
拘束の時間帯及び時間							
特記すべき心身の状況							
拘束開始及び解除の 予定	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">時から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> </tr> </table>	月	日	時から	月	日	時まで
月	日	時から					
月	日	時まで					

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

印

(本人との続柄

)

